

千里新田地区まちづくり協議会

2025 年度(第 19 期)通常総会 議案書

【日 時】 2025 年 5 月 17 日(土) 午後 7 時から

【場 所】 千里新田小学校 高学年図書室

【議 案】

第 1 号議案	1
2024 年度(第 18 期) 活動報告	
第 2 号議案	4
2024 年度(第 18 期) 一般会計収支決算報告並びに会計監査報告	
第 3 号議案	6
千里新田地区まちづくり協議会会則の改定について	
第 4 号議案	8
2025 年度(第 19 期) 活動計画(案)	
第 5 号議案	9
2025 年度(第 19 期) 一般会計収支予算	
第 6 号議案	10
任期満了に伴う役員等改選の件 第 19・20 期役員候補(案)	
巻末資料.....	11
千里新田地区まちづくり協議会 会則改定(案)全文	

ホームページアドレス

<https://www.senri-shinden.jp/>

2024 年度(第 18 期) 活動報告

(2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)

1 広報活動

(1) 広報誌「千新かわら版」発行

千新かわら版 NO. 62(2024 年 7 月)、NO. 63(2024 年 10 月)、NO. 64(2025 年 1 月)の 3 回、いずれもカラー版で全戸配布した。

(2) ホームページの更新・管理

年間スケジュール表、青パト運行表及びかわら版などを常時掲載し情報提供を行った。今年度は、特にまちづくり協議会が行っている「アドプト・千新」の清掃活動、「かわら版」の発行活動及び「青パト運行」の地域の安心安全活動を取りあげ特集記事として掲載した。報告に当たっては、各参加者にアンケートを配布して楽しい話や苦労話、エピソードなどを記入してもらい、写真やイラストを挿入して地域の皆様に関心を持ってもらえるよう読みやすいページ作りに取り組みました。

2 福祉活動

(1) 敬老フェスティバル協力

9 月 16 日敬老の日に、千里市民センター大ホールにて開催。式典の後、小・中学生の歌と演奏を楽しんだ。今年から保護者の観覧を行ったので賑わいがあった。

午後には、千里新田小学校ピロティと春日会館の会場で、記念品の配布を行った。地区敬老行事対象者 1547 名(75 歳以上)の内、式典と合わせて 850 名の参加者に小学生からの絵手紙も含め、お渡しできた。

(2) 福祉委員会との小地域ネットワーク活動

高齢者支援「いきいきサロン」を 3 地区で開催しました。

「むつみ会」は、滋賀県信楽へ館外食事会をしました。

子育て支援「のびのび」は、毎月第 2 水曜日に開催。12 月は、サンタと写真会とプレゼント！

福祉教育で、皆が助けあえる社会へと、千里新田小学校と南千里中学校で車椅子体験をしてもらいました。

(3) 地域公共交通(バスの地域内運行)

8 年前から地域で、千里山駅～千里山西～緑地公園駅～春日～南千里駅ルートのコミュニティ交通の足をどうして具現化するかと協議しながら、行政・警察・運送事業者と掛け合い、協議しながら調査運転を開始し、国・市あげて地域公共交通会議を開催するまでに至った。

令和 4 年 2 月～令和 6 年 2 月の間、たけのこルート試験運行を実施した結果、延べ乗車人数は 17.3 万人で、スタート時 4,000 人/月だったのが MAX10,000 人/月まで増加、平均 21.3 人/1 便の利用者数で、千里丘ルートを上回っている。千里山駅、南千里駅、緑地公園駅と千里山西 6 丁目の乗降者が多い。今まで令和元年より国・府・警察・市・大学・運送事業者・連合自治会で構成する地域公共交通会議は計 14 回実施され、令和 6 年 4 月より本格運行することになった。この 1 年間もお客の利用は相変わらず賑わっており、令和 7 年 4 月からは一般の公共乗合バスと同一料金 250 円になる。

このテーマは一般の公共交通乗合事業となったので、本項は今回で終わりとする。

(4) いこいの間活性化

コーヒーサロンの再開は行いませんでした。

3 ふれあい活動

(1) 第 43 回千新小夏祭りの開催

8 月 24 日(土)に第 43 回千新小夏祭りを開催いたしました。

昨年は、櫓の設営の無い中での夏祭りでしたが、今年は櫓も設置し、昨年同様、青パトの募金活動も展開いたしました。

今年も未就学児童や中学生、さらに地域の多くの皆さんにご参加いただく事ができ、大盛況で終了する事が出来ました。

参加者数 2318 名で、スタッフとして（PTA の保護者の皆様・まち協関係者や地域諸団体の皆様）150 名 総数 2400 名以上の参加者数でした。又、来賓として後藤吹田市長をはじめとして国政・府会・市会各議員の方々11名の参加をいただきました。

(2) 第 36 回千里新田地区市民体育祭の開催

第 36 回千里新田地区市民体育祭を 10 月 13 日（日）に千里新田小学校で開催。今回の開催は、午前・午後にわたって地区の皆さまが自由に集える市民体育祭を企画し、地域別のブロックテント・椅子・高齢席も設けた。昨今カラータオルがないので、ブロック別の応援のためにカラータオルが欲しいとの要望があったので、今回は必要最低限数量のカラータオルを購入した。昨年に続き人気のあるブロック対抗レースが復活して自分のブロックカラーの出場選手に大きな声援が続き、毎回の競技に大声援・大拍手、皆が手に汗を握り運動場全体が喜びであふれていた。夕方には全ての競技が終わり、大きなけがや事故もなく終えることが出来た。

結果 午前 737 名、午後 496 名、延べ競技参加者 1,233 名。

(3) 第 18 回千里新田地区子どももちつきフェスタの開催

12 月 15 日（日）9 時から千里新田小学校にて、子ども餅つきフェスタが 5 年ぶりに開催された。

気温も少し高く、素晴らしい天候になり、餅つき日和になりました。今年の参加者は、餅をつきたい方と餅をまるめたい方との 2 コースに分かれて、それぞれの応募を募り開催をしました。又、今回は、餅を食べることを辞めて、参加賞として、お餅を参加者に配りました。総数で 287 名（スタッフも含め）の参加を頂き、盛大に餅つきフェスタになりました。子供たちと保護者の方々も楽しそうに、お餅をついたり餅まるめたりする児童及び園児等を見て楽しんでおられました。無事時間内に終了することができ、楽しい 1 日になったと思います。

(4) せんしん交流会の開催

一昨年 6 月よりコロナ禍から復活した交流会ですが、本年度は通年開催出来ました。

6 月歓送迎会・11 月懇親会・1 月新年会を除く、毎月第 1 土曜日 18 時から公民館 2 階調理室にて開催しております。

お一人千円を拠出いただき、気軽に飲んで食べておしゃべりして地域内の方々に交流を深めていただいております。

4 安心・安全対策活動

(1) 登校時の挨拶運動と子ども見守りに協力

「地域の子供は地域で育てよう」との思いで続けられて来た声掛け見守り活動は、地域のおじさん、おばさんの全面的な協力のもと、安心安全に実施できた。

むしろ、子ども達の笑顔と大きな声に元気をもらいながら、みんなの健やかな成長を見守りながら、活動が続けていきたい。

(2) 青色防犯パトロールカーの運行

嬉しいことに、5～6 名から乗車の申し出があり、減る一方で心配していた乗務が増加。

もうしばらくは、運行継続の見通しが立った。ますますのご協力をお願いします。

(3) 全市一斉合同防災訓練の実施

千里新田地区としては、令和 7 年 1 月 19 日（日）に吹田市一斉防災訓練と日時を合わせて実施した。まちづくり協議会が中心となり、連合自治会をはじめ各団体が協力して千里新田小学校に災害対策本部と救護所を設置。先ず各自治会単位で一次避難所に集合した住民の数を集計。二次避難所として定められた千里新田小学校へ移動された方に、受付で住所、氏名を記入してもらい本部で集計した。

① 可搬式消防ポンプを使用した防火部による放水訓練

② 消防団千二分団と春日班の指導の下、水消火器操作実演

今回は、避難場所として使用する体育館と施設備品の紹介を兼ねて順番に見学。新しく体育館内に設置された大型エアコンでほんわかと暖かく、皆さん大感激。万一震災等で停電になった場合でも屋外に設置された大型業務用プロパンガスタンクにより、最長 72 時間(3 日間)バックアップ出来るシステムで、炊き出しが必要な場合は切り替えて使用出来る強者。

当日の参加人数

一次避難(各自治会)=359 人 二次避難(小学校)=93 人 運営スタッフ=40 人

消防団=12 人 地区防災要員=4 人 総参加人数=507 人

一次避難者数が昨年度より 100 人増加。運営スタッフも 10 人増加した。

(4) 福祉避難所避難訓練

未実施 今後防災訓練の複数開催の展開の課題の中で検討する。

5 子育て支援・青少年育成活動

(1) 児童センター事業支援

サマーフェスティバル、センターまつり等のスタッフとして参加。運営に協力した。

(2) 地域教育協議会協力

中学生対象の「花いっぱいプロジェクト」を地域教育協議会と共同で取り組んだ。

6 環境美化活動

(1) 「アドプト・ロード・千新」の清掃活動

(2) 「すいた里親道路」維持管理(清掃・除草・花壇の整備)

上記二つの事業を、毎月第 3 土曜日 8 時を中心に清掃・植栽管理などを実施した。その他随時水やりなど毎月述べ 15 名前後が継続的に参加した。エリアはガスト前交差点から西に向かって、王将そば交差点までの歩道。集合はくわはら自転車向かいの三角ポケットパーク。

(3) 花いっぱいプロジェクト

南千里中学校区地域教育協議会・南千里中学校生徒有志および PTA と、パンジーなどの苗の育成と、豊中岸辺線歩道の植栽枠への植え付けを共同で行なった。地域環境の美化に取り組んだ。

(4) 小学校共同整備花壇の維持管理支援

植栽の維持管理を行なった。水やりなど小学生の参加があった。

小学校独自で、花プロジェクトが始まったので協力した。中学生の野菜づくりなど、花・野菜・土などとの触れ合い体験に、子どもたちの関心が広まってきている。

7 その他の活動

(1) 会議等

① 通常総会(第 18 期) 5 月 18 日(土)

② 役員会 8 回開催(1 月、3 月は臨時開催)

4 月 20 日(土)、6 月 15 日(土)、8 月 17 日(土)、10 月 19 日(土)、12 月 21 日(土)、1 月 25 日(土)、2 月 15 日(土)、3 月 15 日(土)

③ まち協運営体制・役員選出方法について

毎回役員会で時間を設け審議した。

(2) 地区発足 30 周年事業「ふるさと千新会プロジェクト」

進捗はなく、HP にて資料は公開中。地域年表を年次更新した。

2024年度(第18期) 一般会計収支決算報告

(2024年4月1日～2025年3月31日)

【収 入】

(単位:円)

費 目	予算額	決算額	差 異	備 考
繰越金	753,174	753,174	0	2023年度まち協繰越金
会費	218,800	223,600	4,800	諸団体(21団体×@6,000円):126,000円 個人(73名×@1,200円):87,600円 賛助会員(1団体×@10,000円):10,000円
繰入金	0	0	0	
補助金	0	0	0	
寄付金	0	0	0	
雑収入	777,000	527,575	-249,425	印刷機使用料:65,450円 新年会参加費:177,000円 歓送迎会参加費:168,000円 懇親会:82,000円 防災訓練時青パト用バザー売上:28,580円 青パト募金:6,545円
利息	10	489	479	普通預金利息
合 計	1,748,984	1,504,838	-244,146	

【支 出】

(単位:円)

費 目	予算額	決算額	差 異	備 考
広報活動費	100,000	100,793	793	サーバー費用(ホームページ更新管理) かわら版印刷代金等
福祉活動費	5,000	0	-5,000	
ふれあい活動費	750,000	500,682	-249,318	歓送迎会 192,000円、懇親会:78,682円 夏祭り協力金:30,000円、新年会:180,000円 もちつきフェスタ協力金:20,000円
安心・安全対策 活動費	260,000	276,240	16,240	青パトガソリン代:72,140円、自動車税7,200円 車両メンテ費用等:6,300円 保険料:58,380円 車検:132,220円
子育て支援 活動費	5,000	5,000	0	児童センター管理運営協議会費
環境美化活動費	30,000	20,085	-9,915	アドプト活動関連費用(花苗代等) 南中花いっぱいプロジェクト
印刷費	55,000	114,300	59,300	印刷機消耗品代、印刷機メンテナンス、コピー代等
通信・事務費	20,000	25,408	5,408	通信費(切手代等)、事務用品
会議費	5,000	3,300	-1,700	
交通費	5,000	0	-5,000	
慶弔費	5,000	0	-5,000	
予備費	508,984	0	-508,984	
小 計	1,748,984	1,045,808	-703,176	
繰越金	0	459,030	459,030	
合 計	1,748,984	1,504,838	-244,146	

上記の通り、2024年度一般会計収支決算を報告いたします。

2025年4月5日

千里新田地区まちづくり協議会

会計 田畑 順子



2024年度(第18期) 会計監査報告書

2024年4月1日から2025年3月31日までの
千里新田地区まちづくり協議会(第18期) 一般会計の監査を次のとおり行いました。

会計台帳(金銭出納帳、銀行通帳)

支出領収書

以上を基に会計監査を行った結果、収支は正確かつ適正に処理されていることを報告します。

2025年 4月 14日

会計監査

三浦美紀子



2025年 4月 19日

会計監査

板野典明



第3号議案

千里新田地区まちづくり協議会会則の改定について

1 目 的

- (1) 児童センターの運営体制の変更を踏まえ、施設の公共性と設置の目的を考慮する場合、目的において本協議会と共通することを確認し、他の施設と同様に協働していくため
- (2) 協議会の活動をより効果的に推進するため、柔軟な役員構成を実現すること

2 会則の現行・改定案対照表

現行	改定案
(役 割) 第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の役割を担う。 (1)～(3) 略 <u>(4) 吹田市立千里山竹園児童センターを支援する。</u> <u>(5) 略</u>	(役 割) 第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の役割を担う。 (1)～(3) 略 <u>(4) 略</u>
(役員等) 第7条 本協議会に、次の役員及び会計監査（以下「役員等」という。）を置く。 (1) 略 (2) 副 会 長 <u>2 名</u> (3)～(7) 略 2 役員等は、<u>総会において</u>会員より選出し、互選により会長を定める。ただし、会長以外の役員等に欠員が生じたときは、役員会で選任することができる。 <u>3 略</u>	(役員等) 第7条 本協議会に、次の役員及び会計監査（以下「役員等」という。）を置く。 (1) 略 (2) 副 会 長 <u>2～3 名</u> (3)～(7) 略 2 役員等は、会員より選出し、互選により会長を定め、<u>総会において選任する。</u>ただし、会長以外の役員等に欠員が生じたときは、役員会で選任することができる。 <u>3 役員等の選出を公正かつ円滑に進めるため、役員等推薦委員会を設置する。</u> <u>4 略</u>

(総 会) 第 13 条 略 2～4 略 5 総会は次の事項を審議、決定する。 (1)～(3) 略 (4) 役員等の<u>選出</u> (5) 略 6 略	(総 会) 第 13 条 略 2～4 略 5 総会は次の事項を審議、決定する。 (1)～(3) 略 (4) 役員等の<u>選任</u> (5) 略 6 略
(役員会) 第 15 条 役員会は、第 7 条第 1 項の第 1 号から第 6 号までの役員をもって構成し、原則として年 6 回以上開催し、次の事項を協議し決議すると共に、必要事項については、第 6 条の構成員へ周知する。 (1)～(4) 略 <u>(5) 略</u> 2～3 略	(役員会) 第 15 条 役員会は、第 7 条第 1 項の第 1 号から第 6 号までの役員をもって構成し、原則として年 6 回以上開催し、次の事項を協議し決議すると共に、必要事項については、第 6 条の構成員へ周知する。 (1)～(4) 略 <u>(5) 役員等推薦委員会の設置時期、構成、任務及び運営に関する事項</u> <u>(6) 略</u> 2～3 略
(会 計) 第16条 略 2 一般会計は、会費・<u>助成金</u>・寄付金・<u>特別会費</u>・その他の収入をもってあてる。 3 特別会計は、<u>委託金</u>とその他の収入をもってあてる。 4・5 略	(会 計) 第16条 略 2 一般会計は、会費・<u>補助金</u>・寄付金・その他の収入をもってあてる。 3 特別会計は、<u>活動への補助金</u>とその他の収入をもってあてる。 4・5 略
附 則 略	附 則 略 附 則 <u>本会則は、2025 年 5 月 17 日より施行する。</u>

第4号議案

2025年度(第19期)活動計画(案)

(2025年4月1日～2026年3月31日)

1 広報活動

- (1) 広報誌(千新かわら版)を年3回発行
- (2) ホームページの更新・管理を継続し、機動的に発信

2 福祉活動

- (1) 9月15日(祝)開催予定の敬老行事への協力
- (2) 福祉委員会が実施する「小地域ネットワーク活動」への協力
- (3) 本格運行へ移行した地域公共交通「すいすいバスたけのこルート」の情報提供
- (4) いこいの間の活性化

3 ふれあい活動

- (1) 第44回千新夏祭りの開催 8月23日(土)
- (2) 第37回市民体育祭の開催 10月12日(日)予定、雨天予備日10月13日(月)
- (3) 第19回子どももちつきフェスタの開催 12月14日(日)予定
- (4) せんしん交流会の開催 原則毎月第1土曜日午後6時から
- (5) 歓送迎会・懇親会・新年会の開催

4 安心・安全対策活動

- (1) 子供達の登下校時の挨拶運動と見守りに協力
- (2) 青色防犯パトロールカーの運行
- (3) 全市一斉防災訓練と同日に防災訓練を実施 1月18日(日)予定
- (4) 地域防災訓練 11月22日(土)予定

5 子育て支援・青少年育成活動

- (1) 地域の子育てや環境に関心を持ち、地域の団体などが行う活動を支援する
- (2) 青少年の健全育成を地域の課題とし、校園などと連携する

6 環境美化活動

- (1) 毎月第3土曜日午前8時から実施するアドプト・ロード千新の清掃活動
- (2) すいた里親道路の維持管理と花壇や道路沿いの整備
- (3) 地域緑化活動の推進
 - ① 南千里中学校に協力し花いっぱいプロジェクトを実施
 - ② 千里新田小学校の共同整備花壇の植栽管理支援
 - ③ 千里新田小学校・千里新田こども園に協力し花いっぱいプロジェクトを実施

7 その他活動

- (1) 定例役員会を開催 原則偶数月の第3土曜日午後7時から予定

2025年度(第19期) 一般会計収支予算(案)

(2025年4月1日～2026年3月31日)

【収 入】

(単位:円)

費 目	前年度 予算額	予算額	差 異	備 考
繰越金	753,174	459,030	-294,144	2024年度まち協繰越金
会費	218,800	223,600	4,800	諸団体(21団体×@6,000円):126,000円 個人(73名×@1,200円):87,600円 賛助会員(1団体×@10,000円):10,000円
繰入金	0	0	0	
補助金	0	140,000	140,000	※2025年度より青パト支出分を申請し、吹田市より補助金予定
寄付金	0	0	0	
雑収入	777,000	585,000	-192,000	印刷機使用料:65,000円 まち協歓送迎会参加費:200,000円 まち協懇親会会費:90,000円 まち協新年会参加費:200,000円 福祉委員会ボスティング協力金:30,000円
利息	10	300	290	普通預金利息
合 計	1,748,984	1,407,930	-341,054	

【支 出】

(単位:円)

費 目	前年度 予算額	予算額	差 異	備 考
広報活動費	100,000	100,000	0	サーバー費用(ホームページ更新管理) かわら版等
福祉活動費	5,000	5,000	0	
ふれあい活動費	750,000	550,000	-200,000	千新小夏祭り協力金:30,000円 もちつきフェスタ協力金:30,000円 まち協歓送迎会費用:200,000円 まち協懇親会費用:90,000円 まち協新年会費用:200,000円
安心・安全対策 活動費	260,000	200,000	-60,000	青パト活動費(車検含む)
子育て支援活動費	5,000	5,000	0	
環境美化活動費	30,000	30,000	0	アドプト活動関連費用 南中花いっぱいプロジェクト
印刷費	55,000	80,000	25,000	印刷機消耗品代、メンテナンス料
通信・事務費	20,000	20,000	0	事務局通信費、事務用品等
会議費	5,000	5,000	0	
交通費	5,000	5,000	0	
慶弔費	5,000	5,000	0	
予備費	508,984	402,930	-106,054	
合 計	1,748,984	1,407,930	-341,054	

第 6 号議案

任期満了に伴う役員等改選の件 第 19・20 期役員候補(案)
(2025 年 5 月 18 日から 2027 年総会終了まで)

役 職 名	氏 名 等
会 長	福 間 幹 芳
副 会 長	野 中 里 志
同	高 瀬 喜 郎
同	森 本 和 人
総 務	神 馬 克 之
同	大 塚 明 典
書 記	小 谷 博 子
同	古 賀 千 枝 子
会 計	田 畑 順 子
理 事	奥 保 明
同	瀬 戸 口 豪
同	大 野 和 之
同	北 野 徹 義
同	上 田 眞 知 子
同	勝 矢 久 仁 子
同	崎 井 一 三
同	山 根 茂 男
同	松 山 健 司
同	小 川 将 史
同	松 尾 真 由 美
同	岡 本 智 子 (中学校 PTA 会長)
同	長 澤 大 輔 (小学校 PTA 会長)
同	榎 本 緑 里 (こども園保護者会会長)
会計監査	板 野 典 明
同	武 田 正 紀

※ 理事のお名前の掲載順は、順不同とさせていただきます。

巻末資料

千里新田地区まちづくり協議会 会則改定（案）全文

（名 称）

第1条 本会は、千里新田地区まちづくり協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本協議会の事務所は、会長宅に置く。

（目 的）

第3条 本協議会は、千里新田地区（以下「地区」という。）住民の親睦と、地区諸団体相互の連携を進め、お互いに対等の立場で協力し、住民自治の拡充を図るとともに関係機関と協働して、子どもたちや高齢者が生き生きと暮らしていけるような、安心・安全で快適なまちづくりをめざし、よりよい地域を次世代に引き継ぐことを目的とする。

（役 割）

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の役割を担う。

- (1) 自治会・地区諸団体の自主性を尊重しながら、情報の共有、ネットワークを構築するとともに、情報の発信につとめる。
- (2) 多様でひらかれたものとし、地区内の意見が集約される場とする。
- (3) 地区諸団体の活動並びに課題について、解決策を検討する。
- (4) 関係機関との協議、調整、協働に関すること。

（活 動）

第5条 本協議会は、第3条の目的及び第4条の役割を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 広報活動
- (2) 福祉活動
- (3) ふれあい活動
- (4) 安心・安全対策活動
- (5) 子育て支援・青少年育成活動
- (6) 環境美化活動
- (7) その他本協議会が必要と認める活動

（構 成）

第6条 本協議会は、地区内に組織される諸団体の代表者及び第3条の目的に賛同し、地区内に在宅又は在勤する個人で構成する。ただし、諸団体の代表者とは、その長又はその代行者をいう。

- 2 本協議会には、賛助会員を置くことができる。賛助会員とは、本会の趣旨に賛同する個人または団体（法人を含む）を指し、役員会の承認を必要とし、かつ所定の会費（一口以上）を納めるものとする。

（役員等）

第7条 本協議会に、次の役員及び会計監査（以下「役員等」という。）を置く。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副 会 長 2～3名
 - (3) 総 務 2 名
 - (4) 書 記 2 名
 - (5) 会 計 1 名
 - (6) 理 事 若 干 名
 - (7) 会計監査 2 名（ただし、前各号の役員以外の者を委嘱する。）
- 2 役員等は、会員より選出し、互選により会長を定め、総会において選任する。ただし、会長以外の役員等に欠員が生じたときは、役員会で選任することができる。
- 3 役員等の選出を公正かつ円滑に進めるため、役員等推薦委員会を設置する。
- 4 賛助会員は、第1項に定める役員等には就任できない。

（役員等の任務）

第8条 役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協議会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 総務は、総会・役員会等の運営、関係団体の調整及び一般会務を行う。
- (4) 書記は、本協議会の書記に関する業務を行う。
- (5) 会計は、本協議会の会計に関する一切の業務を処理し、又収支決算に関する業務を行う。
- (6) 理事は、本協議会の活動を分担し、これにあたる。
- (7) 会計監査は、会計を監査し、役員会及び総会に報告する。

（顧 問）

第9条 本協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、役員会の議決を経て会長が指名し、役員会の諮問に応じる。

（役員等の任期）

第10条 役員等の任期は次のとおりとする。

- 2 役員等の任期は一期2年間とし、再任は妨げない。ただし、会長の任期は最長二期4年とし、通常総会終了までとする。
- 3 補充する役員等の任期は、前任者の残存期間とする。

（報 酬）

第11条 役員等及び顧問は、無報酬とする。

(会 議)

第12条 本協議会の会議は、総会、役員会とする。

(総 会)

第13条 本協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、会長がこれを招集し開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて、役員会の承認を経て、会長がこれを招集する。また、3分の1以上の会員から要請があったとき、若しくは会長が必要と認めたとき。
- 4 総会の議長は、会長または会長が指名した役員があたる。
- 5 総会は次の事項を審議、決定する。
 - (1) 活動計画及び予算
 - (2) 活動報告、決算報告及び会計監査報告
 - (3) 会則の制定及び改廃
 - (4) 役員等の選任
 - (5) その他、本協議会の運営に関する重要な事項
- 6 賛助会員は総会における議決権を有しない。

(総会の議決)

第14条 総会は構成員の3分の2以上（委任状含む）の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

(役員会)

第15条 役員会は、第7条第1項の第1号から第6号までの役員をもって構成し、原則として年6回以上開催し、次の事項を協議し決議すると共に、必要事項については、第6条の構成員へ周知する。

- (1) 地区諸団体の活動の調整並びに周知に関する事項
 - (2) 各活動の実施及び調整に関する事項
 - (3) 欠員となった役員等の選任に関する事項
 - (4) 顧問の選任に関する事項
 - (5) 役員等推薦委員会の設置時期、構成、任務及び運営に関する事項
 - (6) その他役員会が必要と認める事項
- 2 役員会は、構成する役員の過半数で成立し、議事は出席役員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところとする。
 - 3 会長が必要と認めたときは、学識経験者又は専門家に意見を求めることができる。

(会 計)

第16条 本協議会の会計は、一般会計と特別会計とする。

- 2 一般会計は、会費・補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。
- 3 特別会計は、活動への補助金とその他の収入をもってあてる。
- 4 本協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

5 会費は以下の通りとする。

- | | | |
|-----------|------------|----|
| (1) 諸 団 体 | 6,000 円／年 | 一口 |
| (2) 個 人 | 1,200 円／年 | 一口 |
| (3) 賛助会員 | 10,000 円／年 | 一口 |

附 則

- 1 この会則に定めなき事項は、役員会で協議のうえ定める。
- 2 本協議会の構成員は、別紙構成員名簿による。
- 3 本会則は、2007 年 4 月 1 日に制定

附 則

本会則は、2008 年 4 月 25 日より施行する。

附 則

本会則は、2009 年 6 月 13 日より施行する。

附 則

本会則は、2013 年 5 月 18 日より施行する。

附 則

本会則は、2014 年 5 月 17 日より施行する。

附 則

本会則は、2017 年 5 月 14 日より施行する。

附 則

本会則は、2018 年 5 月 19 日より施行する。

附 則

本会則は、2019 年 5 月 18 日より施行する。

附 則

本会則は、2023 年 5 月 20 日より施行する。

附 則

本会則は、2025 年 5 月 17 日より施行する。

